

必携

自動車事故・危険運転 重要判例要旨集

〔第3版〕

自動車事故判例研究会 編著



立花書房

必携

自動車事故・危険運転 重要判例要旨集

〔第3版〕

自動車事故判例研究会 編著

立花書房

第3版 はしがき ～推薦の言葉に代えて

悲しい結果を生じさせる交通事故が跡を絶たない。自動車運転者の単なる不注意ではなく、それ自体重大な結果を引き起こす危険を内在する悪質・無謀な運転行為による交通事故の発生も続いている。

こうした事象に関して行為者の刑事責任を問う刑事法制は、平成13年以降、過失運転による致死傷の罪の法定刑を引き上げたほか、危険運転致死傷罪を新設した上、社会の要請に応じて、その犯罪類型を拡充させ、最近でも、令和2年に、いわゆるあおり運転行為による重大な交通事故に対処するため、新たな危険運転致死傷罪の類型を新設するなど、罰則を整備してきた。

その法制を運用する立場の者、特に交通事故捜査に携わる者は、国民の負託に応えるべく、必要な証拠を収集して事実を認定し、法律を適用していかなければならないが、過失運転致死傷罪や危険運転致死傷罪等の交通犯罪の構成要件が規範的な要件要素を多分に含んでいることから、運用に当たっては、どのような具体的事実を認定した上で、どのような思考過程・内容により要件充足性を判断するのかにつき、過去の裁判例等を参考にしながら十分に理解しておく必要がある。

本書「必携 自動車事故・危険運転重要判例要旨集」は、そうした必要性を踏まえ、捜査官が容易に参照し得るコンパクトな裁判例の要旨集として発刊されて、好評を博し、平成29年5月には、第2版が発刊されたが、その後、新たな裁判例も数多く出されており、今般、第3版の発刊の運びとなった。

第3版では、これまでの版における裁判例の紹介のスタイルを維持し、第2版以降の参考となる裁判例を盛り込みながらも、主として、以下の点につき、変更や工夫をしている。

4 第3版 はしがき ～推薦の言葉に代えて

まず、法改正による拡充が続き、悪質・無謀な運転行為により死傷結果を発生させた行為者に対してより重い刑事責任を問うことができる危険運転致傷罪につき、事案処理の際に参照しやすいように、章・節の構成を全面的に見直し、裁判例を行為態様ごとに整理し直すとともに、紹介する裁判例自体も、第2版発刊以前のものをも多数盛り込みながら、その数を大幅に増やし、内容を充実させた。

また、過失運転致死傷罪についても、過失の認定が難しい夜間の道路上の歩行者等との衝突や横断者のれき過の事故、危険な場所を進行する際の事故、あるいは、最近多発している病気や身体の異変を原因とする事故等につき、項目を整理し細分化するとともに、第2版発刊以前の裁判例も取り入れながら、多数の裁判例を紹介することとし、過失認定が難しそうに見える事案でも、具体的な事実関係の下では積極的な判断もあり得ることを示している。

さらに、危険運転行為あるいは過失が認められたとしても、死亡結果や傷害結果との因果関係が認められなければ、(道路交通法違反等が成立する余地があるとしても)当該犯罪は成立しないところ、この因果関係についても十分に検討すべき事案もある。この観点から、危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪に共通して問題となる行為と死亡・傷害結果との因果関係について、独立の編を新たに設け、参考となる裁判例を紹介している。

こうした変更等によって、第3版は、直面する個別具体的な事案の処理に当たって、裁判例をより参照しやすいものとなっていると考えている。

本書の編集や校正等に当たり、前東京地方検察庁交通部副部長(現刑事部副部長)横田正久検事、立花書房編集部馬場野武部長、同本山進也参与、同下村大志係長等には、多忙の中、御尽力いただいた。厚く御礼を申し上げる。

本書が、適正な交通事件処理の一助になれば幸いである。

令和4年9月

前東京地方検察庁交通部長

(現法務省法務総合研究所研修第一部長) 北 蘭 信 孝

第2版 はしがき ～推薦の言葉に代えて～

本書「必携 自動車事故・危険運転重要判例要旨集」は、平成23年12月に初版が刊行され、以来、交通事件捜査に携わる多くの関係者に愛され、その支持を得てきた。しかし、本書の初版刊行から5年以上の歳月が過ぎ、この間、交通事件の分野では、平成25年11月、危険運転致死傷罪等の構成要件が拡充・整理されるなどした「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）」が公布され、平成26年5月から施行されたほか、危険運転致死傷罪や過失運転致死傷罪に関する貴重な判決等も数多く言い渡されてきた。

そこで、今般、自動車事故判例研究会では、初版刊行後の法令改正や判例・裁判例の集積等を踏まえ、本書に収録する判例・裁判例を大幅に追加・削除するなどして見直し、ここに、第2版を世に問うに至った。

交通事件に限らず、捜査官は、犯罪事実や重要な情状事実に関する真実、つまり、当該犯罪に関して「歴史的に存在した実体的な真実」を解明するため、日夜、汗を流し、時に涙すら流している。しかし、捜査官は、捜査段階で「歴史的に存在した実体的な真実」を解明したとってそこで自己満足することは許されていない。

捜査官は、その後の裁判で「捜査官が解明した事実」を裁判所に顕出して、裁判所によって、「『捜査官が解明した事実』こそが『真実』である」と認定してもらわなくてはならない。なぜなら、司法制度の下では、「『裁判所が認定した事実』のみが『真実』」であり、捜査官が幾ら「真実」を解明したと裁判外で力説しても、「裁判所に認定してもらえないような事実」は「真実」として一切扱われないからである。したがって、捜査官は、日頃、捜査の初期段階から、将来の裁判ないし裁判所を見据えた捜査を心掛け、「真実」を立証するに足りる証拠を収集・整理・分析等しなければならない。

6 第2版 はしがき ～推薦の言葉に代えて～

そして、その際、裁判所の事実認定や法的判断等の傾向を理解している捜査官と、それらを理解していない捜査官とでは、実務的な成果物に雲泥の差が生じることなど多言を要さないであろう。語弊をおそれずに言えば、どのようなときでも、敵を知ることは極めて大事である。裁判所の事実認定や法的判断等の傾向を端的に示しているもの、それは、判例・裁判例である。従前、判例・裁判例の研究・分析等が尊ばれてきた所以の一端がここにある。

是非とも、交通事件捜査に携わる捜査官には、交通事件に関する判例・裁判例の研究・分析等を通じた研鑽を重ねていただき、裁判所の事実認定や法的判断等の傾向を理解して、日々、効率的で無駄のない適切・妥当な証拠収集等を実践して欲しいと思う。

本書の編集や校正に当たり、自動車事故判例研究会、立花書房出版部馬場野武次長、同部中埜誠也主任等、御尽力なされた方たちの労をねぎらうとともに、お慶びを申し上げる。

本書の第2版が、交通事件捜査に携わる全捜査官の捜査能力の向上に大いに貢献し、ひいては、我が国における交通安全秩序の維持・発展に資することを願ってやまない。

平成29年4月

東京地方検察庁交通部長 古谷伸彦

はしがき

日々、発生する自動車運転過失致死傷事件の態様は様々であるが、その捜査・処理を行うに当たっては、事故に見合った「過失の認定」を的確に行うことが極めて重要である。

限られた時間の中で、適切な捜査・処理を行うことが求められる捜査官諸氏にとって、問題点を解明して過失を的確に認定するために、事故態様ごとの裁判例を検討することが必要となる。

しかしながら、「自動車運転過失致死傷罪（平成19年刑法改正前の自動車による業務上過失致死傷罪）」に係る事件及び裁判例は膨大な数に及び、必要とされる裁判例を検索することは必ずしも容易ではなく、裁判例を事故態様ごとに分かりやすく分類・整理し、「過失の認定」に関する要旨を容易に参照し得る、コンパクトな判例要旨集の発刊が望まれていた。

従前、このような要望に応えるために編纂された「自動車事故判例要旨集」があり、広く好評を博していたところ、本書はこのエッセンスを引き継いだ上、内容を大幅に付け加えたものである。

今般、本書「必携 自動車事故・危険運転重要判例要旨集」を編集するに当たっては、特に以下の3点に配慮した。

- 1 最新の裁判例を多数取り上げアップ・ツー・デートな内容にしているが、刑法改正以前の裁判例の中でも、「信頼の原則」に関するものなど先例的な価値を有する裁判例は、残している。
- 2 交差点事故や歩行者・横断者との衝突事故など、日常接することの多い事故を広範に取り上げた上、事件のポイントが分かるように事案概要を示したほか、「積極」・「消極」双方の裁判例を示し、比較できるようにしている。

8 はしがき

3 裁判例を検討するに当たっては、どのような「事実関係」の下で、いかなる「判断」が行われたかを分析することが求められる。

そこで、本書では、各裁判例の内容を検討し、各事案の具体的事実関係が分かる部分〔事実〕と、その事実関係に基づく過失の判断内容が分かる部分〔判断〕を区別して編集した（なお、この区別が難しい場合は、まとめて〔事実・判断〕とした）。

ところで、自動車事故捜査に従事する捜査官諸氏は、平成13年の刑法改正で新設された「危険運転致死傷罪」を常に意識し、捜査・処理をしなくてはならない。

そこで、本書では、公刊物未登載のものを含めて同罪に係る事件の最近の裁判例を広く集め、類型ごとに判例要旨を分類・整理して掲載することとした。

危険運転について、裁判所がどのような「事実関係」の下で、いかなる「認定判断」をしているかを検討し、適切な捜査・処理のために活用していただきたい。

最後に、本書の出版や校正等に当たって、東京地方検察庁交通部濱尾仁氏、立花書房出版部課長馬場野武氏、同部秋山寛和氏等に、きめ細かいアドバイスと献身的なご助力をいただいた。厚くお礼を申し上げます。

本書が、日夜困難な自動車事故捜査に当たっておられる捜査官諸氏のお役に立つことがあれば幸いである。

平成23年11月

自動車事故判例研究会

東京地方検察庁交通部長 徳田 薫

<大目次>

必携 自動車事故・危険運転 重要判例要旨集〔第3版〕

<第1編> (1)

過失運転致死傷罪

(自動車運転過失致死傷罪, 業務上過失致死傷罪)

～事故態様ごとの注意義務～

第1章	交差点における対車両事故……………	2
第2章	交差点における対自転車・歩行者事故	105
第3章	歩行者、横断者等と衝突した事故……………	156
第4章	追従中の事故……………	231
第5章	駐車、停車後に発進・進行する際の事故	255
第6章	後退する際の事故……………	260
第7章	側方通過の際の事故……………	277
第8章	追い抜き、追い越しの際の事故(並進中 の事故を含む)……………	311
第9章	対向、すれ違いの際の事故……………	346
第10章	反対方向に転回・進行する際の事故…	376
第11章	進路変更する際の事故、路外に右折する 際の事故……………	385
第12章	路上に駐停車させて下車する際の事故	395
第13章	踏切を通過する際の事故……………	404
第14章	危険な場所等を進行する際の事故……	414
第15章	凍結、吹雪等による事故……………	423
第16章	整備不良、ブレーキ故障等による事故	431
第17章	病気、その他身体の異変等による事故	440

<第2編> (499)

危険運転致死傷罪

第1章	アルコールの影響による事案……………	500
第2章	薬物の影響による事案……………	581
第3章	病気の影響による事案……………	626
第4章	進行制御困難な高速度による事案……	660
第5章	通行妨害事案……………	703
第6章	赤信号を殊更無視した事案……………	742
第7章	その他の類型の事案……………	802
第8章	危険運転と共犯……………	808

<第3編> (831)

因果関係

<編集部注>

「自動車運転死傷処罰法」成立以前の裁判例については、同法施行後であれば、同法5条(過失運転致死傷)以外の罪が成立する場合があります。

第3版 はしがき ～推薦の言葉に代えて～

第2版 はしがき ～推薦の言葉に代えて～

はしがき

＜第1編＞ 過失運転致死傷罪 (自動車運転過失致死傷罪、業務上過失致死傷罪) ～事故態様ごとの注意義務～

第1章 交差点における対車両事故

第1節

信号機により交通整理が行われている交差点を直進する際の事故

第1款 対向右折車両との事故

- 判例 1** <東京高判平 13・10・24 >…………… 2
制限速度を約30キロメートル超える速度で青信号に従って交差点を直進する際、対向右折車両と衝突した事案 【積極】
- 判例 2** <東京地判昭 46・2・27 >…………… 4
制限速度を約20キロメートル超える速度で青信号に従って交差点を直進する際、対向右折車両と衝突した事案 【消極】
- 判例 3** <大阪地判昭 47・1・12 >…………… 5
制限速度を約25キロメートル超える速度で青信号に従って交差点を直進する際、対向右折車両と衝突した事案 【消極】

第2款 交差道路からの進行車両との事故

- 判例 4** <東京高判昭 55・6・19 >…………… 7
対面信号が赤から青に変わるだろうとの見込みの下、停止線を通過する直前に青信号に変わった状況で交差点に進入した際、左方道路から進入してきた車両（自動二輪車）と衝突した事案 【積極】

判 例 5	<福岡高判平 7・3・15 >	9
	対面信号機の表示が太陽光線の反射等によって視認しにくい交差点を赤信号を看過して直進し、交差車両と衝突した事案	【積極】
判 例 6	<最判昭 43・12・24 >	11
	対面信号の青色表示に従って交差点を直進しようとした際、赤信号を無視して交差右方道路から交差点内に進入した自動二輪車と衝突した事案	【消極】
判 例 7	<名古屋高判平 23・5・16 >	13
	指定最高速度を時速約30キロメートル超過して黄信号で交差点に進入し、赤信号に従わずに同交差点に進入した車両と衝突した事案	【消極】

第 2 節

交通整理の行われていない交差点を直進する際の事故

第 1 款 対向右折車両との事故

判 例 8	<東京高判昭 56・7・15 >	16
	片側 2 車線のうち道路中央寄りの右折車線を通して交差点を直進しようとした際、対向右折車両と衝突した事案	【積極】
判 例 9	<最判昭 48・3・30 >	17
	南北にのびる道路と東へ分岐する道路が交わる丁字型交差点を北から南に直進しようとした際、南から東に向けて右折するために一旦停止した後、再び右折進行した車両と衝突した事案	【消極】
判 例 10	<東京高判昭 50・12・23 >	19
	交通整理の行われていない丁字型交差点を直進する際、交差点手前の横断歩道上の歩行者を避けるために道路右側部分に若干はみ出して進行したところ、対向右折車両（原動機付自転車）に衝突した事案	【消極】

第 2 款 左方道路からの進行車両との事故

判 例 11	<大阪高判昭 48・4・26 >	22
	交通整理の行われていない左右の見通しの困難な交差点を直進しようとした際、左方道路から進入してくる車両を認めて警音器を吹鳴して進行した際、同車両と衝突した事案	【積極】

判例 12 <東京高判昭 48・7・10 >…………… 24
 交通整理の行われていない左右の見通しの困難な交差点を時速約50ないし60キロメートルで直進しようとした際、左方道路から一時停止の標識に従わないで交差点に進入してきた車両と衝突した事案 **【積極】**

判例 13 <福岡高判昭 56・8・27 >…………… 28
 信号機により交通整理の行われている交差点の赤信号を看過し、その先に隣接する交通整理の行われていない丁字型交差点を直進する際、左方道路から右折進行してきた原動機付自転車に衝突した事案 **【積極】**

判例 14 <最判昭 48・12・25 >…………… 29
 交通整理の行われていない左右の見通しの困難な交差点で、標識に従って一時停止をした後に発進した際、左方道路から高速度で交差点に進入した車両と衝突した事案 **【消極】**

第3款 右方道路からの進行車両との事故

判例 15 <大阪高判昭 46・9・3 >…………… 31
 交通整理の行われていない交差点を直進する際、交差点入り口手前で右方道路から進行する車両を認めながらそのまま交差点を直進しようとした際、同車両と衝突した事案 **【積極】**

判例 16 <福岡高判昭 59・5・9 >…………… 32
 交通整理の行われていない交差道路が優先道路である交差点を直進しようとし、一時停止して交差点に進入した際、右方から進行してきた原動機付自転車と衝突した事案 **【積極】**

判例 17 <最決昭 63・4・28 >…………… 34
 広路を進行し、交通整理の行われていない左右の見通しのきかない交差点に徐行せずに進入した際、右方道路から進入してきた原動機付自転車と衝突した事案 **【積極】**

判例 18 <名古屋高判令 2・8・20 >…………… 35
 交通整理の行われていない交差点で一時停止後発進して右折しようとした際、右方から時速約80～90キロメートルで進行してきた自動二輪車と衝突した事案 **【積極】**

判例 19 <札幌高判昭 47・12・26 >…………… 37
 交通整理の行われていない左右の見通しの悪い交差点を時速約25キロメートルに減速して直進する際、右方道路から高速度で交差点に進入した車両と衝突した事案 **【消極】**

- 判 例 20** <東京高判昭 61・2・24 >…………… 39
 交通整理の行われていない左右の見通しの悪い交差点で優先道路を通行し直進する際、右方道路から進入してきた車両と衝突した事案 【消極】
- 判 例 21** <東京高判平 23・12・22 >…………… 41
 交通整理のされていない交差点手前に設置された一時停止標識に従って一時停止することなく同交差点を直進し、折から右方道路から同交差点に進行してきた自動車に衝突した事案 【消極】

第 3 節

交差点を右折する際の事故

第 1 款 対向直進車両との事故

- 判 例 22** <高松高判昭 47・2・10 >…………… 43
 信号機のある交差点で対向大型車両の直前を横切って右折しようとした際、同車両の左側を直進してきた対向自動二輪車と衝突した事案 【積極】
- 判 例 23** <最決昭 52・12・7 >…………… 44
 信号機のある交差点を右折しようとした際、指定最高速度を時速約10ないし20キロメートル超過する速度で進行してきた対向直進車両と衝突した事案 【積極】
- 判 例 24** <仙台高判平 5・2・1 >…………… 45
 夜間、交通整理の行われていない交差点を右折する際、指定最高速度の2倍近くの高速度で進行してきた対向直進車両（自動二輪車）と衝突した事案 【積極】
- 判 例 25** <最決平 16・7・13 >…………… 47
 時差式信号機により交通整理の行われている交差点を右折するに当たり、対面信号が赤色表示に変わったことから対向直進車両（自動二輪車）の対面信号も赤色表示に変わり、同車が停止するものと即断して右折進行した際、同車を転倒・滑走させた事案 【積極】
- 判 例 26** <大阪高判昭 53・5・25 >…………… 50
 信号機のある交差点を右折しようとした際、指定最高速度を時速約30キロメートル超過して進行してきた対向直進車両と衝突した事案 【積極】
- 判 例 27** <福岡高判令 3・4・14 >…………… 52
 信号機のある交差点を右折しようとした際、高速度で進行してきた対向直進車両と衝突した事案 【積極】

- 判例 28** <最判昭 47・4・7 > 54
 交通整理の行われていない丁字型交差点を右折するため、右折の合図をして一時停止をした後に発進し、約1メートル対向車線上に進出したところ、対向直進してきた自動二輪車と衝突した事案 【消極】
- 判例 29** <富山地高岡支判昭 47・5・2 > 56
 交通整理の行われている交差点を右折しようとした際、制限速度をはるかに超過した高速度で進行してきた対向直進車両（自動二輪車）と衝突した事案 【消極】
- 判例 30** <東京地判平 15・11・13 > 58
 交通整理の行われている交差点を右折しようとした際、赤色信号に従わないで進行してきた対向直進車両（原動機付自転車）と衝突した事案 【消極】

第2款 右後方からの進行車両との事故

- 判例 31** <東京地判昭 47・11・11 > 61
 交通整理の行われていない交差点を右折しようとした際、後方から高速度で自転車を追い越そうとした車両と衝突した事案 【積極】
- 判例 32** <高松高判昭 50・3・3 > 62
 進路右側の私道に進入するために右折しようとし、右折開始前約5メートルの地点で時速約20キロメートルに減速して右折した際、右後方から自転車を追い越そうとして直進してきた車両と衝突した事案 【積極】
- 判例 33** <仙台高判昭 54・7・17 > 64
 交通整理の行われていない交差点に近づき、交差点の手前7.5メートルの地点で右折の合図をして右折を開始した際、後方から進行してきた車両と衝突した事案 【積極】
- 判例 34** <最判昭 41・12・20 > 66
 交通整理の行われていない交差点を右折しようとし、その途中でセンターライン付近で一時エンストにより停止した後、再び始動して時速約5キロメートルで右折進行した際、右後方から進出し進路右側部分にはみ出して自転車を追い越そうとした自動二輪車と衝突した事案 【消極】
- 判例 35** <最判昭 42・10・13 > 68
 進路右側にある小路に入るために、右折の合図をした上で、時速約20キロメートルの速度で右折進行したところ、右後方から被告人車両を追い越すために時速約60ないし70キロメートルで進行してきた自動二輪車と衝突した事案 【消極】

判 例 36	<最判昭 45・9・24 >	70
	交通整理の行われていない丁字型交差点を右折しようとして右折準備態勢に入った際、右後方から進行してきた原動機付自転車と衝突した事案	【消極】
判 例 37	<最判昭 47・11・16 >	73
	交通整理の行われていない交差点を右折進行する際、道路右側部分にはみ出し高速度で進行してきた追越し車両（自動二輪車）と衝突した事案	【消極】
判 例 38	<札幌高判昭 49・12・5 >	75
	交通整理の行われていない交差点を右折進行する際、自車の右側を約80キロメートルの高速度で追い越そうとした車両（自動二輪車）と衝突した事案	【消極】

第3款 左折車両との事故

判 例 39	<神戸地判平 27・6・10 >	77
	信号機のある変形交差点を信号に従い右折進行する際、信号に従い左折進行してきた車両と衝突した事案	【消極】

第4節

交差点を左折する際の事故

判 例 40	<東京高判昭 46・12・20 >	80
	交通整理の行われている交差点を左折するために道路左側ガードレールとの間に約1.5メートルの間隔を置いて停止した後、青信号に従って左折進行した際、自動車左側を進行してきた車両（自動二輪車）と衝突した事案	【積極】
判 例 41	<東京地判昭 47・8・1 >	81
	3車線道路の第二通行帯を進行し、左折のために一旦右転把した上で交差点を左折した際、第一通行帯を進行してきた後続車（自動二輪車）と衝突した事案	【積極】
判 例 42	<福岡高宮崎支判昭 47・12・12 >	82
	道路左端まで約1.9メートルの間隔を開けたまま直進した上で交差点を左折した際、左後方からの後続車（自動二輪車）と衝突した事案	【積極】
判 例 43	<最決昭 49・4・6 >	83
	交通整理の行われていない交差点を左折するに当たり、交差点手前で左後方から進行してくる後続車（自動二輪車）を認めた後、左折進行した際、同車と衝突した事案	【積極】

判例 44	<最判昭 45・3・31 >	85
	交通整理の行われている交差点を左折する際、進入しようとする道路の幅が狭く、鋭角をなしていたために、道路左端まで寄せずに左折進行し、自転車と道路左端との間を進行してきた自動二輪車と衝突した事案	【消極】
判例 45	<東京高判昭 48・12・13 >	87
	交差点手前約40メートルの地点から左折の合図を行い左折準備態勢を経た後、左折進行した際、自転車左側からの後続車と衝突した事案	【消極】
判例 46	<大阪高判昭 50・11・13 >	88
	交差点手前約45メートルの地点から左折の合図を行い、交差点手前約8メートルで左折を開始した後、自転車左側から進行してきた後続車（原動機付自転車）と衝突した事案	【消極】

第5節

対面点滅信号の交差点を進行する際の事故

判例 47	<大阪地堺支判昭 48・8・16 >	90
	対面信号の表示が黄色点滅、交差道路の信号機が赤色点滅の交差点に高速度で進入した際、一時停止後に交差道路から進入してきた車両と衝突した事案	【積極】
判例 48	<大阪高判昭 49・2・6 >	91
	対面赤色点滅信号により一時停止した後発進し、交差点を直進する際、黄色点滅信号で交差道路から進入してきた車両と衝突した事案	【積極】
判例 49	<最決昭 50・9・11 >	93
	対面信号が赤色点滅を表示する交差点を直進する際、黄色点滅信号で交差道路から進入してきた車両と衝突した事案	【積極】
判例 50	<東京高判平元・12・22 >	95
	対面信号が黄色点滅信号、交差道路が赤色点滅信号の交差点において、徐行せずに交差点に進入した際、一時停止せずに交差点に進入してきた交差車両と衝突した事案	【積極】
判例 51	<最判昭 48・5・22 >	97
	対面信号が黄色点滅中の交差点を減速徐行しないで直進する際、赤色点滅信号中の交差道路から進入してきた車両と衝突した事案	【消極】
判例 52	<新潟地新発田支判昭 49・3・8 >	99
	対面赤色点滅信号により一時停止した後に発進し、交差点を直進する際、黄色点滅信号で交差道路から時速約80キロメートルの高速度で進入してきた車両と衝突した事案	【消極】

- 判 例 53** <大阪高判平 3・4・26 > 101
 対面信号機が黄色点滅、交差道路の信号機が赤色点滅の交差点に時速約60キロメートルで進入した際、一時停止することなく左方道路から進入してきた車両と衝突した事案 【消極】
- 判 例 54** <最判平 15・1・24 > 102
 対面信号機が黄色点滅を表示している交差点を徐行せずに直進しようとした際、酒気を帯び、赤色点滅信号を無視して制限速度を約40キロメートル超える速度で交差点に進入してきた交差車両と衝突した事案 【消極】

第 2 章 交差点における対自転車・歩行者事故

第 1 節

自転車と衝突した事故

- 判 例 55** <名古屋高判昭 48・4・26 > 105
 交通整理の行われていない左右の見通しの困難な交差点を徐行せずに直進しようとした際、左方道路から一時停止の標識に従わないで交差点に進入してきた自転車と衝突した事案 【積極】
- 判 例 56** <東京高判昭 51・11・15 > 107
 死角がある大型貨物自動車を運転し、丁字型交差点前で一時停止した後、踏切を横断するために左折した際、自転車左側を進行してきた自転車と衝突した事案 【積極】
- 判 例 57** <東京高判昭 54・12・18 > 110
 交通整理の行われていない左右の見通しの困難な交差点を狭い道路から進行してきた、停止線で一時停止後交差点内に進入した際、右方道路から進行してきた自転車と衝突した事案 【積極】
- 判 例 58** <東京高判昭 56・2・18 > 112
 制限速度の倍以上の著しい高速度で青信号に従って交差点を直進し、交差道路から進入してきた自転車と衝突した事案 【積極】
- 判 例 59** <東京高判昭 56・5・13 > 113
 死角がある大型貨物自動車を運転し、交通整理の行われていない交差点前で一時停止した後左折発進した際、後方から並進してきた自転車と衝突した事案 【積極】

判例 60	<東京高判昭 56・6・10 >……………	115
	交通整理の行われている交差点を左折するために、前車に続いて停止した後、発進して左折進行する際、交差点左側出口の横断歩道上を横断していた自転車と衝突した事案	【積極】
判例 61	<東京高判昭 61・5・13 >……………	116
	交通整理の行われていない左右の見通しの悪い交差点入り口で一時停止後に直進する際、「自転車とまれ」の表示のある交差道路右方から交差点に進入してきた自転車と衝突した事案	【積極】
判例 62	<最判昭 46・6・25 >……………	118
	丁字型交差点を左折しようとして、並進中の自転車を追いついた上で左折進行した際、同自転車と衝突した事案	【消極】
判例 63	<大阪高判昭 46・8・17 >……………	119
	制限速度を超える時速約70キロメートルの速度で青信号に従って交差点を直進した際、赤信号を無視して交差道路から進入してきた自転車と衝突した事案	【消極】
判例 64	<大阪高判平 27・5・19 >……………	121
	交通整理の行われている交差点を右折進行する際、交差点出口の横断歩道上を赤信号に従わないで進行してきた自転車と衝突した事案	【消極】
判例 65	<徳島地判令 2・1・22 >……………	123
	制限速度を超える時速約72キロメートルで青信号に従って交差点を直進した際、赤信号を無視して横断歩道上を進行してきた自転車と衝突した事案	【消極】

第2節

歩行者と衝突した事故

判例 66	<高松高判昭 49・10・29 >……………	132
	夜間、交差点を青信号に従い、制限速度を超えた速度で交差点を通過した際、赤信号に従わないで横断歩道上を通行していた歩行者と衝突した事案	【積極】
判例 67	<札幌高判昭 50・2・13 >……………	134
	繁華街にある大型交差点手前で信号待ちの後、青信号に変わった直後に発進して交差点出口の横断歩道上を通過する際、同横断歩道上を青信号で横断を開始し途中赤信号に変わった後も横断を継続していた歩行者と衝突した事案	【積極】
判例 68	<大津地判昭 50・4・21 >……………	136
	対面信号が点滅しているのみで、未だ押しボタン式信号が作動していない交差点を直進する際、交差点出口の横断歩道上を横断していた歩行者と衝突した事案	【積極】

- 判 例 69** <東京高判昭 51・4・8 > 138
 夜間、青信号に従って交差点に進入した際、信号を無視し横断歩道直近を歩行していた歩行者と衝突した事案 【積極】
- 判 例 70** <東京高判昭 54・8・14 > 140
 赤信号に従って交差点入り口の停止線の手前で一時停止し、対面信号機の青信号に従って前車に続いて発進した際、その直ぐ前を横断した幼児と衝突した事案 【積極】
- 判 例 71** <東京高判平 5・4・22 > 142
 交通整理の行われている交差点を時速約40キロメートルで直進するに際し、停止線手前の制動距離内で対面信号の表示が黄色に変わったのを認めたものそのまま進行し、交差点出口にある横断歩道を歩行中の歩行者と衝突した事案 【積極】
- 判 例 72** <名古屋高判平 17・1・11 > 145
 対面信号機の赤色表示に気付かずに交差点内を直進しようとし、交差点に進入後赤色信号に気付いたが、そのまま通過しようとした際、交差点出口に設けられた横断歩道で歩行者と衝突した事案 【積極】
- 判 例 73** <横浜地判令 2・10・20 > 147
 早朝、原動機付自転車を運転し、対面信号機が黄色の灯火信号を表示しているのを交差点入口の停止線手前約34メートルの地点で認めたものの、時速50キロメートルで進行したところ、交差点入口に設置された横断歩道上を対面歩行者用信号機の赤色の灯火信号に従わないで左方から右方に向かい横断歩行中の被害者と衝突した事案 【積極】
- 判 例 74** <東京地判令 2・11・5 > 151
 夜間、普通自動車を運転し、対面信号機が黄色の灯火信号を表示しているのを看過したまま時速約94キロメートルで進行し、交差点入口に設けられた横断歩道上を対面歩行者用信号機の赤色の灯火信号に従わないで右方から左方に向かい横断歩行中の被害者と衝突した事案 【消極】

第 3 章 歩行者、横断者等と衝突した事故

第 1 節

進路前方を横断する歩行者と衝突した事故

- 判 例 75** <東京高判昭 42・5・26 > 156
 横断禁止区域を横断しようとした歩行者に全く気付かず、これと衝突した事案 【積極】

- 判例 76** <大阪高判昭 60・4・10 >…………… 158
夜間、照明設備のない道路を前照灯を下向きにしたまま時速約70キロメートルで進行し、進路前方を小走りで横断しようとした歩行者と衝突した事案 【積極】
- 判例 77** <大阪地判昭 41・2・4 >…………… 161
横断が禁止された国道を走行中、自転車左前方に一時停止中の大型貨物自動車を追いつ越そうとした際、左方から右方に横断中の歩行者と衝突した事案 【消極】
- 判例 78** <大阪高判昭 42・10・7 >…………… 163
信号に従い進行し、停車して乗降客を取扱い中の市電左側を時速約20キロメートルで進行した際、信号を無視して自転車の前方を小走りで横断しようとした歩行者と衝突した事案 【消極】
- 判例 79** <岡山地判昭 46・2・1 >…………… 165
片側4車線の第四車線を進行し、横断歩道の手前で信号に従って停止後、再び発進進行した際、自転車と並進する左側車両の間隙をぬって車道に出てきた歩行者と衝突した事案 【消極】
- 判例 80** <東京高判昭 46・11・12 >…………… 167
先行車をその右側に出て追いつ越す際、進路前方を小走りで横断しようとした歩行者と衝突した事案 【消極】
- 判例 81** <東京地判昭 47・3・18 >…………… 168
歩行者の横断が禁止された区域の道路を指定最高速度を超える速度で進行中、進路前方を横断しようとした歩行者と衝突した事案 【消極】
- 判例 82** <東京地判昭 47・7・18 >…………… 171
夜間、交通頻繁な国道を指定最高速度を超える速度で進行中、対向車とすれ違った直後、同車の背後から進路前方に飛び出してきた歩行者と衝突した事案【消極】
- 判例 83** <東京地判昭 47・8・22 >…………… 173
夜間、横断歩道のない交通の頻繁な国道上を走行中、道路中央付近で横断者と衝突した事案 【消極】
- 判例 84** <東京高判昭 47・12・19 >…………… 176
夜間、制限速度を超える速度で対向車とすれ違った直後、同車後方を右方から左方に向かい横断してきた歩行者と道路中央で衝突した事案 【消極】
- 判例 85** <名古屋地判平 3・1・18 >…………… 178
駐車場から歩道を横断して車道に出ようとして、歩道直前で一時停止した後に発進した際、一旦、自転車の前を左方から右方に歩いて行きその後引き返して来た歩行者と衝突した事案 【消極】

第 2 節

横断歩道及びその付近で歩行者等と衝突した事故

- 判 例 86** <東京高判昭 46・5・31 >…………… 181
 時速約35キロメートルで走行中、連続停止している対向車両の間から走り出て横断歩道を横断した幼児と衝突した事案 **【積極】**
- 判 例 87** <福岡高判昭 52・4・26 >…………… 184
 左側に死角のある大型貨物自動車を運転し、交差点を左折進行するに当たり、左折方向にある横断歩道手前で一時停止した後、再び発進した際、横断歩道上を進行してきた自転車と衝突した事案 **【積極】**
- 判 例 88** <大阪高判昭 54・11・22 >…………… 188
 横断歩道の手前に差し掛かり、横断歩行中の少女が一旦立ち止まったのを認めながら、そのまま進行した際、同少女の後方から横断歩道上に駆け出し、右方から左方に横断中の少年と衝突した事案 **【積極】**
- 判 例 89** <東京地判平 12・5・23 >…………… 189
 横断歩道上で一時停止した後、発進・進行した際、自車の前面を横断しようとした児童に気付かず、衝突した事案 **【積極】**

第 3 節

夜間、歩行者等と衝突した事故

- 判 例 90** <東京高判昭 42・4・3 >…………… 194
 夜間、前照灯を下向きにして時速約50キロメートルで進行中、進路前方を横断中の歩行者と衝突した事案 **【積極】**
- 判 例 91** <東京高判昭 51・7・16 >…………… 196
 夜間、前照灯を下向きにして時速約60キロメートルで進行中、歩行者と衝突した事案 **【積極】**
- 判 例 92** <東京高判平 15・4・10 >…………… 198
 夜間、見通しが悪く幅員の狭い道路を前照灯を下向きのまま進行中、進路前方を斜め横断していた歩行者らに気付かず衝突した事案 **【積極】**
- 判 例 93** <東京地判平 29・10・19 >…………… 201
 夜間、前照灯を下向きにして時速約40～50キロメートルで進行中、進路前方を対向歩行してきた歩行者と衝突した事案（夜間の再現実況見分の証明力） **【積極】**

判例 94	<千葉地判平 7・7・26 > ……………	204
	夜間、降雨の中、幹線道路を前照灯を下向きのまま時速約50キロメートルで進行中、進路前方を横断中の歩行者と衝突した事案	【消極】
判例 95	<仙台地判平 28・3・23 > ……………	206
	夜間、時速約50キロメートルで進行中、進路前方を右方から左方に走って横断中の歩行者と衝突した事案	【消極】

第4節

夜間、横臥者等をれき過した事故

判例 96	<福岡高判昭 44・8・14 > ……………	212
	夜間、時速約60キロメートルで進行中、路上に横臥していた被害者をれき過した事案	【積極】
判例 97	<東京地判平 22・12・24 > ……………	215
	夜間、自車の進路を遮る状態で路上に横たわっている者をれき過した事案	【積極】
判例 98	<大阪高判平 24・11・16 > ……………	218
	未明、制限速度を超える時速約50～60キロメートルで進行中、先行する交通事故によって路上に転倒していたバイクを発見できず、被害者をれき過するなどした事案	【積極】
判例 99	<東京高判令 2・7・7 > ……………	220
	未明、時速約40キロメートルで進行中、路上に横たわっていた被害者をれき過した事案	【積極】
判例 100	<大分地判平 18・11・29 > ……………	223
	夜間、前照灯を下向きにして、時速約60キロメートルで先行する交通事故によって進路前方に転倒していた被害者と衝突した事案	【消極】
判例 101	<神戸地判平 30・10・24 > ……………	226
	夜間、時速約45キロメートルで進行中、進路前方に横臥していた被害者をれき過した事案	【消極】
判例 102	<東京高判平 25・6・7 > ……………	228
	夜間、降雨時に、時速55キロメートルで進行中、進路前方の路上に倒れていた被害者をれき過した事案	【消極】

第 4 章 追従中の事故

第 1 節

先行車に追突した事故

- 判 例 103** <最決昭 43・3・16 > 231
 時速約40キロメートルの速度で先行車の約6メートル後を追従して進行中、先行車
 がその直前を走行していた車両に追突して停止したため、急制動をかけたが間
 に合わず先行車に追突した事案 【積極】
- 判 例 104** <大阪高判昭 43・4・15 > 234
 無理な割り込みをした先行車に追突した事案 【消極】
- 判 例 105** <名古屋高判平元・2・27 > 237
 左側車線から車線変更してきた車両との衝突を避けようとして急停止した先行車
 両に追突した事案 【消極】

第 2 節

歩行者・横臥者等と衝突するなどした事故

- 判 例 106** <広島高判昭 52・9・19 > 241
 交通頻繁な国道上を先行車に追従して走行中、先行車が急な進路変更をした後、
 自転車の進路上に座り込んでいた被害者と衝突した事案 【積極】
- 判 例 107** <名古屋高判昭 34・4・6 > 242
 約8メートルの車間距離を保って先行車に追従中、同車が惹起した事故により負
 傷し、進路上に転倒した被害者と衝突した事案 【消極】
- 判 例 108** <京都地判昭 42・3・8 > 243
 先行車の陰から自転車進路上に進出してきた横断者と衝突した事案 【消極】
- 判 例 109** <広島地判昭 43・5・31 > 245
 約10ないし15メートルの車間距離を保って先行車に追従中、先行車が右に進路変
 更したのに応じて右にハンドルを切った際、路上に横臥していた被害者と衝突し
 た事案 【消極】

- 判例 110** <東京高判平 20・7・16 >……………246
未明、時速約60キロメートルで先行車に追従して第2車両通行帯を進行し、先行車が第1車両通行帯に車線変更後、先行する交通事故によって第2車両通行帯上に転倒していた被害者をれき過した事案 **【消極】**
- 判例 111** <東京地判令 3・4・14 >……………249
未明、幹線道路で普通自動車を運転し、原動機付自転車に追従して進行し、陸橋の手前で進路左方の側道に進路変更して直進するに当たり、折から側道上で横隊していた被害者をれき過した事案 **【消極】**

第5章 駐車、停車後に発進・進行する際の事故

- 判例 112** <名古屋高金沢支判昭 37・5・8 >……………255
人家の密集した市街地の道路で、2分ないし5分間駐車した後に発進・進行する際、前方の死角圏内にいた幼児と衝突した事案 **【積極】**
- 判例 113** <東京高判昭 53・4・12 >……………256
道路を横にほぼ遮断する状態で停車して作業を行った後、自車を発進させた際、左方から自車の前部を迂回して通り過ぎようとした自転車と衝突した事案 **【積極】**
- 判例 114** <熊本簡判昭 35・1・22 >……………258
対面信号に従って一旦停止後、青信号に変わったので発進・進行する際、自車左後輪付近にいて自車の車体に手をつこうとしていた自転車運転者を転倒させた事案 **【消極】**
- 判例 115** <新潟地新発田支判昭 42・5・31 >……………259
横断歩道の手前で一時停止した後、発進・進行する際、死角になっている自車と前車の間を横切ろうとした歩行者と衝突した事案 **【消極】**

第6章 後退する際の事故

第1節

誘導者等がない場合の事故

- 判例 116** <東京高判昭 40・10・27 >……………260
一応は一般歩行者等の立入を禁止した工事現場の区域内で、大型クレーン車を後退させた際、歩行者と衝突した事案 **【積極】**

判 例 117	<大阪地判昭 46・12・9 >	261
	積載していた土砂を埋立地内に下ろすために同所を後退していた際、同所内にいた児童と衝突した事案	【積極】
判 例 118	<名古屋高金沢支判昭 47・1・27 >	262
	工事作業現場内で後退する際、他の作業員と衝突した事案	【積極】
判 例 119	<広島高岡山支判昭 48・7・31 >	263
	駐車場で後退した際、同駐車場に進入してきた車両と衝突した事案	【積極】
判 例 120	<札幌高判昭 48・8・16 >	265
	後部荷台が幌で覆われている普通貨物自動車運転し、ショッピングセンター裏口から荷物を搬入するために、私道を後退した際、同所を通行していた歩行者と衝突した事案	【積極】
判 例 121	<東京高判昭 54・11・15 >	267
	道路の左側に一旦停止した後、対向車線を斜めに横断して右後方にある避難所に向って後退する際、後方から進行してきた自動二輪車と衝突した事案	【積極】
判 例 122	<福岡高那覇支判平 24・1・19 >	268
	普通貨物自動車後退進行する際、自車後方を歩行中の歩行者に衝突するなどした事案	【積極】
判 例 123	<仙台地登米支判昭 35・6・17 >	271
	道路上を後退する際、死角にあたる荷台付近にすがりついていた幼児を路上に転倒させた事案	【消極】

第 2 節

誘導者等がいた場合の事故

判 例 124	<東京高判昭 43・2・12 >	273
	作業助手の誘導に従って荷台が幌で覆われている大型貨物自動車を後退させた後、当該助手と衝突した事案	【消極】
判 例 125	<東京地判昭 47・2・10 >	274
	道路塗装工事の作業場で、誘導員の指示に従って大型貨物自動車を後退させた際、同作業場の作業員と衝突した事案	【消極】
判 例 126	<大阪地判昭 48・3・22 >	276
	道路を直進中、前方の道路右側にあるガソリンスタンドから誘導員の指示に従って後退してきた大型貨物自動車と衝突した事案	【消極】

<第1編>

過失運転致死傷罪

(自動車運転過失致死傷罪、業務上過失致死傷罪)

～事故態様ごとの注意義務～

第1章

交差点における 対車両事故

第1節

信号機により交通整理が行われている交差点を直進する際の事故

第1款 対向右折車両との事故

判例 1 <東京高判平13・10・24>

普通乗用自動車を運転し、制限速度を約30キロメートル超える速度で青信号に従って交差点を直進する際、対向右折車両と衝突した事案 **【積極】**

(東高時報52・1～12・79、高裁速報集平13・154)

事実・判断

原判決は、「被告人は業務として普通乗用自動車を運転し、時速約100キロメートルで信号機により交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、同所は最高速度が60キロメートル毎時と法定されており、かつ、対向右折通行帯を進行してきた被害者運転の普通乗用自動車を右前方約90メートルの地点に認めたのであるから、同最高速度以下の速度に減速した上、同車の動静を十分注視して進路の安全を確認すべき業務上の注意義務があるのに、これを怠り、同車が減速したものと感じたことから、時速約90キロメートルに減速したのみで進行した過失により、折から対向右折してきた被害車両左前部に自車前部を衝突させて、被害者を死亡させた」旨を認定判示し、本件における注意義務の1つとして、直進車の運転者として法定の最高速度にまで減速すべき注意義務を課している。なるほど、右折車に対する関係で直進車に優先通行権

第2章

交差点における 対自転車・歩行者事故

第1節

自転車と衝突した事故

判例 55 <名古屋高判昭48・4・26>

自動車を運転し、交通整理の行われていない左右の見通しの困難な交差点を徐行せずに直進しようとした際、左方道路から一時停止の標識に従わないで交差点に進入してきた自転車と衝突した事案

【積極】

(刑裁月報5・4・492)

事実

本件各証拠を精査してみると、被告人に原判示交差点を直進するに際し、徐行して左右の安全を確認しなかった過失があるとしていることは原判決に徴し明らかであり、また原判決はその説示において、同交差点は道交法42条の徐行すべき場所にあたり、本件において被告人が徐行していれば直ちに急停車の措置を講ずることにより本件事故を回避し得たものと考えられるとしているところからすると、原判決は、被告人の進行した道路から原判示交差点を直進する場合には被告人に道交法上の徐行義務があることを本件過失を認める前提として認定していることが明らかであるから、まず、同交差点が道交法上徐行すべき場所にあたるかどうかを検討してみると、本件各証拠によれば、(1)本件交差点は、東西に通ずる道路（幅員8.5メートル）と南北に通ずる道路（幅員5メートル）とほぼ直角に交差する交通整理の行なわれていない、かつ左右の見とおしのきかない交差点であること、(2)右東西道路は、同交差点西方約120メートルの地点から同交差点寄りに100分の7の勾配の上り坂となっており、同交差点は右上り坂のほぼ頂上附近に位置していること、(3)右南北道路から同交差点への

第3章

歩行者、横断者等と 衝突した事故

第1節

進路前方を横断する歩行者と衝突した事故

判例 75 <東京高判昭42・5・26>

自動車を運転し、横断禁止区域を横断しようとした歩行者に全く気付かず、これと衝突した事案 **【積極】**

(東高時報18・5・156、下刑集9・5・609、判時500・76、判タ211・214)

事実・判断

所論の要旨は、原判決は、被告人が自動車運転者として常に前方左右を注視し、進路の安全を確認して進行すべき業務上の注意義務を怠り、漫然と進行した過失があったと認定したが、本件事故は、歩行者である被害者Aが横断禁止区域であることを充分知悉しながら、原判示道路を道路交通法第13条第2項に違反し、あえて横断しようとし、その上立ち止って被告人運転の自動車が疾走して来るのを現認しながら、立ち止った地点から2、3歩後退したために生じたものであって、右被害者がそのまま歩行を続けるか、立ち止ったまま静止していたならば、本件事故は生じなかったのである。自動車運転者としては、歩行者が横断禁止区域として規制されているところは法規を遵守して横断しないことを信頼しているのに、本件においては相手の歩行者がこれを破ったばかりでなく、進路上に後退するという予測できない行動をとったのであるから、自動車運転者に対して、かかる事態の起り得ることまでも予見して、進路の安全を確認し、もって、事故の発生を未然に防止すべき注意義務があるとする事は、人間に神業を期待することとなり、道路における自動車の運転は、不可能となる。

判例(最判昭41・12・20)は、車輛対車輛の場合ではあるが、いわゆる「信頼の原則」を認めたが、右の原則は、本件の場合にも適用されるべきである。

第4章

追従中の事故

第1節

先行車に追突した事故

判例 103 <最決昭43・3・16>

普通貨物自動車を運転し、時速約40キロメートルの速度で先行車の約6メートル後を追従して進行中、先行車がその直前を走行していた車両に追突して停止したため、急制動をかけたが間に合わず先行車に追突した事案 **【積極】**

(刑集22・3・81、裁判集166・423、判タ221・175、判時515・82)

判断

道路交通法26条1項の「先行車が急に停止したとき」とは、先行車が制動機の制動力によって停止した場合のみならず、制動機以外の作用によって異常な停止をした場合も含むとした原判決の判断は相当である。

参考

<第一審福岡簡判昭41・3・9、控訴審福岡高判昭42・5・17>

『第一審判決の理由』

普通貨物自動車を約40キロメートル毎時の速度で運転して、同一進路を進行している普通乗用車の約6メートルの直後を追従進行し、もって右先行車両が急に停止したときにおいても、これに追突するのを避けることができるため必要な距離を同車から保たなかったものであるというのである。

「先行車両が急に停止したとき」とは一体、いかなる場合を指称するであろうか、道路交通法（以下単に法と略称する）第26条の車間距離の保持の規定は、専ら追突の

第5章

駐車、停車後に発進・ 進行する際の事故

判例 112 <名古屋高金沢支判昭 37・5・8 >

自動車を運転し、人家の密集した市街地の道路で、2分ないし5分間駐車した後に発進・進行する際、前方の死角圏内にいた幼児と衝突した事案 **【積極】**

(下刑集4・5～6・353)

事実・判断

本件自動車の発進に際し被告人が自ら下車して車体の死角内を確認すべき注意義務の存否につき検討してみると、本件事故現場は勝山市街地の中心部の市道であり、繁華街である本町通りより直線にて約200メートル東方の裏通りに位置し、人家の密集した市街地であること、本件現場道路は巾員4.5メートルの非舗装路で略々南北に約40メートルに亘って直線に走り、その南北端は共に三叉路となっており、その西側には道路に接し人家が3軒建ち並び、また、その東側には側溝があってその外側に人家が5軒建ち並び、M宅は南端より約17メートル進んだ西側（左）の2軒目で北端より約22メートル進んだ西側（右）であること、被告人は本件自動車を運転して本件道路南端より進入北進し、M方前に2分ないし5分間位停車後発進していること、本件現場附近（徒歩3分位のところ）に在る○小学校に通学する児童は必ずしも本件現場道路を通るとは限らないが、中学生や高校生は多く本件道路を通学に利用するので登校時並びに下校時にはとくに人通りが頻繁になること、本件道路両側の人家は、その大部分が右道路に面して出入口を設けているため、附近居住の幼児等が昼間該道路に出て来る可能性があり、特に自動車の通行又は停車している際は、幼児の好奇心をそそるため、その可能性が大であること等の諸事実が認められるのであるから、かような状況にある街路上に被告人が前記判示日時頃2分ないし5分間停車し、更に発進するに際しては、とくに前方の死角圏内に注意し、幼児等の立入りその他の危険を警戒す

第6章

後退する際の事故

第1節

誘導者等がない場合の事故

判例 116 <東京高判昭40・10・27>

一応は一般歩行者等の立入を禁止した工事現場の区域内で、大型クレーン車を後退させた際、歩行者と衝突した事案 **【積極】**

(高刑集18・6・698、東高時報16・9～10・248、判タ187・170)

事実

一般歩行者等が濫りに工事現場に立入ることを防護する施設が整っていたことが認められる。しかし右木柵や張り綱の部分は、人の立入ることを物理的に不能または困難ならしめるものではなく、立入禁止の標示を無視して乗り越え、またはくぐり抜けて工事現場内に立入ることは比較的容易な状況であり、前示各証言によれば、付近の住民で工事現場を横断して道路向い側に渡る者が往々にしてあり、Kの司法警察員に対する供述調書によれば、本件被害者が屢屢K方前しほしほから工事現場内を横断する姿を見かけ、日頃から危険を感じていたという実状であったことが窺われ、そのような実状は被告人も諒知していたと認められる。

判断

即ち本件事故現場の具体的状況は保安設備の施されていることに専ら頼って、立入る者の存在を全く考慮外に置き得る実状ではなかったのみならず、工事関係者がその区域内を往来することは当然予想しなければならないのであるから、苟くも人身の安全確保のために万全を尽すべき当然の責務を負う車輛の運転者としては、後退運転を開始するに当っては車輛の周辺の状況を十分に見届け安全を確認した上、不断の注意

判例索引

〈最高裁判所〉

最判昭41・12・20	66	最決昭49・4・6	83
最判昭42・10・13	68	最決昭50・9・11	93
最決昭42・10・24	847	最決昭52・12・7	44
最決昭43・3・16	231	最決昭60・4・30	315
最判昭43・7・16	26	最決昭63・4・28	34
最判昭43・12・17	27	最決昭63・10・24	420
最判昭43・12・24	11	最判平4・7・10	367
最判昭44・4・25	333	最決平5・10・12	396
最判昭45・3・31	85	最判平15・1・24	102
最判昭45・9・24	70	最決平16・7・13	47
最判昭46・6・25	118	最決平16・10・19	833
最判昭47・4・7	54	最決平18・3・14	745
最決昭47・4・21	370	最決平20・10・16	751
最判昭47・11・16	73	最決平23・10・31	516
最判昭48・3・30	17	最決平25・4・15	808
最判昭48・5・22	97	最決平27・5・26	457
最判昭48・12・25	29	最決平30・10・23	812

〈高等裁判所〉

東京高判昭32・11・19	346	東京高判昭41・5・23	324
名古屋高判昭34・3・16	297	大阪高判昭41・9・12	376
名古屋高判昭34・4・6	242	東京高判昭42・4・3	194
東京高判昭34・4・8	277	福岡高判昭42・5・17	231
大阪高判昭36・12・15	412	東京高判昭42・5・26	156
名古屋高判昭37・2・12	307	大阪高判昭42・8・19	354
名古屋高金沢支判昭37・5・8	255	大阪高判昭42・8・29	351
大阪高判昭38・4・8	348	東京高判昭42・9・21	294
大阪高判昭38・8・20	376	大阪高判昭42・10・7	163
東京高判昭40・10・27	260	高松高判昭42・12・22	311
大阪高判昭41・5・16	404	東京高判昭43・2・12	273

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ
個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

必携 自動車事故・危険運転重要判例要旨集〔第3版〕

令和4年11月20日 第1刷発行

編著者 自動車事故判例研究会
発行者 橘 茂雄
発行所 立花書房
東京都千代田区神田小川町3-28-2
電話 03-3291-1561(代表)
FAX 03-3233-2871
<https://tachibanashobo.co.jp>

平成23年12月20日 初版発行 平成29年5月20日 第2版発行
©2022 自動車事故判例研究会 印刷 文唱堂印刷 製本 和光堂
乱丁・落丁の際は本社でお取替いたします。